

組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則

(目的)

第1条 島根県学校生活協同組合（以下、「学校生協」という。）の組合員及びその家族が、学校生協の事業（指定店、団体保険料・カード含む）を利用すること及び利用代金を支払うことに関して以下のとおりに定める。

(利用できる事業の範囲)

第2条 定款第6条に定める組合員は、学校生協が実施する事業、指定店・提携店を利用できる。

(利用限度額)

第3条 組合員の一回あたりの利用限度額を30万円とする。但し、現金支払いに関してはこの限りではない。

- 2 組合員の家族については、上記の利用限度額を10万円とする。
- 3 組合員及びその家族の一回払い及び分割払いの合計の利用限度額を100万円とする。
- 4 上記各項の限度額を超えて利用する場合には、学校生協の了承を得なければならない。
- 5 了承なく本条の利用限度額を超えるときには、学校生協は組合員への供給を見送ることができるものとする。
- 6 指定店と直接決済する場合には、本条の規定は適用しない。

(換金、転売等の目的外利用の禁止)

第4条 組合員及びその家族は、換金や転売等の学校生協事業の本来の目的から逸脱する不正又は不当な利用を行ってはならない。

(利用代金の支払方法)

第5条 定款第6条の組合員のうち県費負担教職員(講師を除く)は、給料引き去りでの支払いを原則とするが、講師並びに市町村教委等への出向者については口座振替を原則とする。なお、口座登録完了までは指定の振込用紙にて支払うものとする。

- 2 県費負担教職員(講師を除く)の給料引き去り支払いにおいては、10万円までを限度額とし、それを超えた残りの額については別途、振込用紙にて支払うものとする。
- 3 なお、2項において、6月と12月の支払いは賞与引き去りとなるが、この場合の引き去り上限は50万円としている。
- 4 前号以外に、持参払い、集金を希望する組合員は、学校生協と別途協議するものとする。
- 5 送料については、別途定める「送料に関する規程」によるものとする。

(債権譲渡の承諾)

第6条 組合員は指定店にて利用した代金が、学校生協に債権譲渡される場合があることを予め承諾するものとする。

(支払義務)

第7条 組合員は利用代金を遅滞なく支払う義務を有する。所定の期日を超えて入金されないときには、学校生協が代金の入金を確認するまで任意に事業利用の停止措置をとっても一切異議を述べないものとする。

- 2 ガソリン給油カードの利用については、所定の期日を含めて3か月にわたって入金されないときには、ガソリン給油カードの利用を停止されても一切異議を述べないものとする。

(団体保険料支払義務)

第8条 組合員は団体保険料を遅滞なく支払う義務を有する。

- 2 学校生協グループ保険及びその他の団体扱い保険料については、所定の期日を超えてなお入金されない

ときは、本人に通知のうえで脱退の扱いとする。

(期限の利益の喪失)

第9条 組合員は、利用代金の支払いを2ヵ月続けて怠った場合には、学校生協からの通知・催告を要せず、当然に期限の利益を失い、直ちに残金を一括して支払わなければならない。

(所有権の留保)

第10条 組合員が利用代金の支払いを完了するまでは、当該商品の所有権は学校生協に留保されるものとする。

(事業の利用停止)

第11条 本規則第3条(利用限度額)の定め違反する場合には、学校生協は組合員に通知することなく事業の利用を直ちに停止することができるものとする。

2 本規則第4条(換金、転売等の目的外利用の禁止)の事実が認められた場合、その他学校生協事業の不正・不当な利用の事実が認められた場合は、学校生協は、組合員に通知することなく事業の利用を直ちに停止することができる。

3 本規則第8条(支払義務)第1項の定め違反する場合は、学校生協は、組合員に通知することなく直ちに事業の利用を停止することができる。

(事業の利用停止の解除)

第12条 本規則第14条に抵触する事由が解消したとき及び組合員が債務を完済したときは、学校生協は、諸般の事情を検討したうえで供給事業の利用の停止を解除することができる。

(請求金額の確認)

第13条 組合員は、原則として請求金額の確認を毎月発行する請求明細(利用明細)書にて行うものとする。

2 組合員は、請求明細(利用明細)書に疑義のある場合には遅滞なく学校生協に申し出るものとする。

(組合員資格喪失時の支払方法)

第14条 組合員がこの組合を脱退する場合は、利用代金の残額を直ちに一括して清算しなければならない。

第15条 この規則に関し、適用上の疑義が生じ、また定めのない事項に関する問題が生じた場合は、組合員と学校生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題を解決を図るものとする。

(周知)

第16条 この規則は、次に定める方法を適宜活用して周知するものとする。

- (1) 組合員への配付
- (2) ホームページへの掲載
- (3) 事務所での掲示

2 その他学校生協が定める適切な方法

(改廃)

第17条 学校生協は、サービスの充実・合理化、組合員の便宜向上、社会経済的状況の変化への対応その他学校生協事業の円滑な実施のため必要がある場合に、理事会の決議によりこの規則を変更することができる。

(施行)

第18条 この規則は2020年 3月31日から施行する。